

「入国在留管理庁」設置について

◆新設される「入国在留管理庁」

来年2019年4月より、法務省は入国管理局を格上げし、「入国在留管理庁」を新設することが決まった。これは法務省による来年度予算の概算要求の内容によって明らかになったものである。

法務省は、外国人労働者や、「留学生30万人計画」における留学生の受け入れ拡大に伴い、入国管理業務を強化することが狙いだ。2017年度末の時点で、2020年を目標にしていた「留学生30万人計画」もほぼ達成し、また技能実習制度を含む在留外国人は、17年度末で256万人、観光客数も約2870万人と、ともに過去最高を記録している。今後、そのように東京オリンピックに向けて在留外国人、訪日外国人観光客が増加する傾向にある中で、現在の入国管理局の体制では困難と判断し、新たに「入国在留管理庁」を設置することになった。

先月8月31日に行われた上川法務大臣の記者会見の全文を以下にそのまま掲載する。

「まず、最も大きなポイントとして、入国管理局の組織体制について抜本的な見直しを行い、法務省の外局として、『入国在留管理庁』（仮称）を新設するための要求を行うこととしている点があげられます。

これは、今後も我が国に在留する外国人が増加していくと考えられる中であって、法務省においては、新たな外国人材の受入れに加え、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整といった新しい業務・役割を果たすことが求められていることに対応するものです。

具体的な要求内容としては、長官、次長、審議官2名のほかに、『出入国管理部』と『在留管理支援部』の2つの部を設置し、課長相当職を10名程度設置することとしています。

また、こうした新たな外国人材の受入れに伴う『入国在留管理庁』（仮称）の設置に伴い、本庁と地方支分部局に計319人の増員要求を行うこととしています。

これだけではなく、全体として申し上げますと、平成31年度予算の概算要求における主要施策の大きな柱が5本あります。まず、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安全・安心の基盤整備に係る予算、2点目として、犯罪をした者等の再犯防止対策の推進にかかる予算、3点目として、経済再生加速化の

ための経済・社会基盤の整備にかかる予算，4 点目として，グローバル化した国際環境における『司法外交』の展開に係る予算，5 点目として，法の支配を実現するその他の諸施策の推進にかかる予算を掲げています。

これらを実現するため，再犯防止のための諸施策，また，所有者不明土地問題への対応等に要する経費を含め，一般会計の総額 8,019 億円及び東日本大震災復興特別会計の総額 32 億円を要求することとしています。

これらの施策は，全て，法務省の使命である国民生活の安全・安心の基盤を支えることによって喫緊の重要施策であり，関係省庁，政府及び関係各方面の理解を得て，必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えています。」

＜法務省 HP、記者会見要旨から抜粋＞

ここにあるように、長官、次長、審議官のほかに、「出入国管理部」と「在留管理支援部」を設置し、その対応に当たり、319 人の増員要求を行うという。現在は 4870 人いる入国管理局を 5000 人態勢に再編成するということになるのである。

◆民泊や失踪という「未事件」における入国後の外国人の問題

入国管理局の体制における「対応が困難」という状態は、いったい何なのであろうか。留学生に限らず技能実習生や観光客を含め、日本に関わりを持ってくれるすべての外国人に対して、日本は最善の努力をして環境を整え、最大の「おもてなし」をしていくということを政策として掲げている。日本の少子化と、人材の不足から、日本における外国人の在留資格や技能実習制度の拡大、そして「骨太の改革案」で示された「高度人材の受入れ」などは、それら日本の「おもてなし」があって成立するものである。しかし、外国人の訪日が増えることに伴い、外国人によって問題が起きることが多く報告されるようになり、偽装在留、偽装留学、違法労働といった不法滞在、刑事事件などの犯罪、失踪、感染症蔓延の可能性等が止められない状況であると言える。

今年、新しい試みとして行われた「民泊」に関しても、まずはこれらに関して取り締まる法律がなかったために、民泊解禁とともに、民泊を行うところが減ってしまい、それまでの半数以下の 14000 件程度に減っている。そして、その後も外国人の宿泊のマナーの悪さや施設の破壊補修などにおける経費倒れなどで、民泊業者は徐々に減ってきてしまっている。それだけではなく、民泊を行っている宿泊施設周辺でのごみや騒音などの問題で、民泊施設の廃止を余儀なくされるケースも少なくない。もちろん、外国人が宿泊施設で夜遅くまで騒いでしまったり、あるいは外国人からすれば、出したごみの処理がわからなかったりというような不便があると思うが、一方で住宅地の真ん中にホテルでもなく宿泊施設ができるということから、近所の住民の生活環境ということも配慮しなければならない。そのような状況で「観光客増加」と言われても困るというのが、

反対している住民の本音なのかもしれない。

この民泊の問題をあえて取り上げたのは、JaLSA の加盟校の中で、学生寮を設置している日本語学校は、今回の問題以前から当然に、この民泊と同じ問題に直面しているということになる。民泊は外国人旅行者であるのに対して、寮は学生であるということ、そして滞在期間が違うということがあがるが、しかし日本人社会、特に学生寮の周辺における近所の日本人社会が外国人という異文化を受け入れることができるのかということが非常に大きな問題になってきている。その問題の所在は「日本人の許容性」と「異文化」、つまり「異質なものを受け入れる寛容さ」、そしてもう一つは、そのような日本人の特性を学生に伝えられるだけの日本語学校の努力と、それを聞き分ける学生の素地という三者の要素に齟齬が発生した場合に出てくるということになるのではないか。

この民泊の問題だけでなく、外国人の失踪や不法滞在などの問題も大きな問題になる。これもまずは一般論から言えば、技能実習ビザや観光ビザで入国し、そのまま失踪してしまい不法滞在、違法労働をしているケースがある。このような場合、本来は警察に対応を依頼することになるが、基本的に警察は犯罪を取り締まるのが目的であり、失踪届などの届出がなければ動いてくれるものではない。技能実習生の場合は、留学生とは違い、ある意味で「安価な労働力」として入国させている場合が少なくない。その意味で言えば、手間やコストがかかる失踪に対して届出をしないような雇用主もあり、そのようにして不法滞在となった外国人が犯罪に加担させられてしまうということも少なくないのである。ここ数年で約3万人以上の外国人失踪者が現在も行方不明になっており、その失踪外国人を管轄する役所は、届出を行うまで存在しないに等しい。

この失踪や不法滞在、違法労働に関しては日本語学校でも問題になっているところが少なくない。その対処方法は、基本的には学校内でのコミュニケーションしかないということになっているが、失踪してしまった後にどのように対処するのかということに関しては、「入国在留管理庁」の新設以降、対応が変わる可能性があるのではないか。

◆異文化の受け入れとそれを管轄する役所

今後、「留学生 30 万人」というだけではなく、「移民」の受け入れを政府は企画している。移民が入ってくるということは、短期的には少子化の穴を補い、日本国内の労働人口が増え、経済的にはプラスの部分が出てくることは間違いがないのであろう。現在、人手不足として事業を縮小せざるを得なくなってしまった企業や、閉店を余儀なくされた店などがすべて稼働できるようになってくるという利点がある。一方で、移民が増えるということは、日本人がよほど確固たるアイデンティティをもたなければ、他国の文化に流されてしまい、「日本国」という国家と伝統や文化がそのままなくなってしまうということが大きく問題視される。

そのうえ外国人が、「外国人である」ということを都合よく使い分け、自己に有利な権

利主張を行うことで、日本人の不満が大きくなり、日本人と外国人の間において差別的な対応や対立が生まれることになってしまう懸念がある。現在、雑誌などで取り上げられている、外国人による高額医療の国民健康保険制度の使用問題などはその典型例である。日本人が払った保険料で、数千万円かかる医療費を 60 万円程度で済ませて完治させ、その後すぐに帰国、また出産などでも一時金 42 万円を受け取って、すぐに帰国することなどが問題になっているのである。健康保険料などを全く払うことなく、給付金や医療保険制度だけを使うというようなこれらの状況に、日本人の不満が大きくなってきているのではないか。

とはいえ、このような問題があるから外国人をすべて悪と決めつけることは間違っており、異文化をうまく受け入れ、このような金銭的な権利がなくても、日本を素晴らしいと感じさせるような政策が必要ではないか。そのためには、在留している外国人に対して日本の言語や技術ばかりではなく、文化や生活習慣を教えるところが必要である。しかし現在、在留外国人に関する官公庁と言えば法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、警察庁など、その各省庁の分担は非常に複雑で、なおかつ多数の省庁にまたがった内容になっており、在留外国人に関する問題の、その相談先すらわからない。問題によっては、いわゆる「たらいまわし」になってしまい、結局、何の解決にもならないというような状況になってしまっているのである。

その中で「入国在留管理庁」、特に「在留管理支援部」が設置されるということは、少なくとも外国人の在留状態や情報を管理する部署ができたということで、非常にありがたいことではないのか。

「骨太の方針」の中にある、外国人材への支援と在留管理等では、

「新たに受入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。」

と盛り込まれたが、その第一歩としてこのような役所の新設に期待するとともに、その内容が期待外れにならないように、さまざまに要望を出してゆかなければならないのではないか。